

I. 施設の概要

1. 短期入所療養介護（介護予防）を提供する事業者について

事業者名称：医療法人社団 武蔵野会
代表者：理事長 中村 毅
本社所在地：352-0001 埼玉県新座市東北一丁目7番2号
法人設立年月日：昭和43年8月5日

2. 施設の名称等

施設名：介護老人保健施設 グリーンビレッジ安行
開設年月日：平成17年4月21日
所在地：〒334-0059 埼玉県川口市大字安行1145番地
電話番号：048-299-0018
FAX：048-299-0041
管理者：施設長 高瀬 通 汪
介護保険指定番号：1150280057号

3. グリーンビレッジ安行の運営方針

当施設は「人間の尊厳：正義・博愛・献身・科学的思考」を基本理念とし、ご利用者の状態に合わせ、家庭的な雰囲気の中で、医師による健康管理とあたたかな看護・介護・機能回復訓練によるリハビリテーションや健康維持のためのレクリエーションなどを行い、再び住み慣れたご家庭での療養ができるように、「短期入所（介護予防）療養介護サービス」を提供させていただくことを運営方針と致します。

2.1 短期入所療養介護サービスの目的

要介護状態又は、要支援状態にある施設利用希望者に対し短期入所療養介護サービスを行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指して、各種サービスを提供する。

2.2 介護予防短期入所療養介護サービスの目的

要介護状態又は、要支援状態にある施設利用希望者に対し介護予防短期入所療養介護サービスを行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすること及び、軽度者の状態を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービスを構築し、目標指向型のサービス提供をすることを目指して、各種サービスを提供する。

4. 入所者定員数等

- ◎一般棟 100名
- ・ユニット型個室 40名
 - ・多床室 60名（2人室 6室 12名、4人室 12室 48名）

- ◎認知棟 50名
- ・従来型個室 20名
 - ・多床室 30名（2人室 3室 6名、4人室 6室 24名）

5. 職員の員数

別紙1を参照ください。

6. 職員勤務時間

早番勤務 7:30～16:00、日勤勤務 9:00～17:30、遅番勤務 11:30～20:00、夜間勤務 17:00～9:30

7. 送迎の地域

施設は、短期入所（介護予防短期入所）療養介護サービスの実施地域を、送迎片道30分圏内を目安に下記のように設定する。

① 川口市 ② 蕨市 ③ 戸田市 ④ 草加市 ⑤ 越谷市 ⑥ さいたま市

II. 施設でのサービス内容

1. ケアプランの作成

このケアプランを作成にあたり、まず利用希望者様の「介護保険証」を確認させていただきます。当施設でのサービスは、ご利用者様がご家庭での生活を継続していただくために立案された「居宅介護サービス計画」に基づき、ご利用者に関する各専門職員が共同してケアプランを作成します。その際、ご

利用者並びにご家族（身元引受人）の希望を十分に受け入れ、またケアプラン内容について同意をいただきます。

2. 食事

医師の指示のもと、個々人に適した食事形態と、疾患に応じた特別食を提供いたします。

- (1) 朝食開始時間 8:00 より
- (2) 昼食開始時間 12:00 より
- (3) おやつ時間 15:00 より（入浴日は、多少提供時間が遅れます）
- (4) 夕食開始時間 18:00 より

3. 入浴

- (1) 週2回（月～土）を基本とさせていただきます。但し、ご利用者の健康状態に応じて清拭となる場合がございます。
- (2) 入浴時間になりましたら職員が誘導いたします。
- (3) 個人浴・特浴（機械浴・チェアーインバス浴・リフト浴）があり、ご利用者に合ったご入浴ができます。

4. 健康管理

医師・薬剤師・看護師・介護士の専門職員が知恵を出し合い、個々のご利用者の精神・身体状況に合わせた健康管理を行います。

5. 機能回復訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

医師の指示のもと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士が個々のご利用者に適した機能回復訓練を行います。訓練室以外での生活訓練も機能回復効果を期待したものと位置付けております。

6. 生活サービス

当施設入所中も、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場にたってサービス提供いたします。

7. 相談援助サービス

入所中並びに退所時に必要な各種の支援相談を行います。

8. 美容サービス

訪問美容マロン（月2回） カット 2,000 円

訪問美容ころん（月1回） カット 2,040 円、カット・カラー・パーマ 11,220 円（希望により）

9. 行政申請代行

10. その他

III. 利用料金

1. 基本利用料金

当施設は介護保険制度のもとで運営されております。基本利用料金は要介護認定による要支援・要介護度によって異なります。別紙2の利用料金表をご参照下さい。なお、不明な点は、事務職員並びに支援相談員までお尋ね下さい。

2. 食事費用

朝食 590 円、昼食 760 円、おやつ 160 円、夕食 690 円 ※所得に応じて減免措置あり

3. 滞在費

ユニット型個室	2,080 円/日（光熱水費・維持修繕費として）	※所得に応じて減免措置あり
多床室	600 円/日（光熱水費・維持修繕費として）	※所得に応じて減免措置あり
従来型個室	2,080 円/日（光熱水費・維持修繕費として）	※所得に応じて減免措置あり

4. 日用品費

350 円/日（石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合）

☐ 利用する ☐ 利用しない ※いずれかをチェックしてください

5. その他

ご利用者が選定する教養娯楽費（実費）・理美容代などは、料金表を参考にして下さい。

IV. 日常生活の規律

ご利用者は、次の事項を守って頂きますようお願い致します。

- 1. 施設職員の指示による日課を実施し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めましょう。
- 2. 外出・外泊を希望する場合は、その都度、事前にサービスステーションに届けましょう。ご利用者

に外出、外泊の機会を持っていただくために施設からご家族に外出、外泊のお願いを差し上げることがございます。その際には可能な範囲でご協力をお願い申し上げます。原則として、付き添い人無しでの外出はご遠慮下さい。

3. 貴重品は必要以上に施設内に持ち込まないようにしましょう。もし保管を必要とする場合は事務室へご依頼下さい。
4. ご利用者、並びにご家族（身元引受人含む）は、施設内の清潔・整頓・環境衛生保持等のため、施設運営にご協力ください。
5. ご利用者は、身上に関する重要事項が発生した場合は、速やかに施設長及び支援相談員に届けましょう。
6. 外出の際は車椅子等を貸し出します。ただし、使用中に紛失、損傷が生じた場合は全て借用者の自己責任とします。

V. 施設内での禁止事項

ご利用者は次の事項を慎んで頂きますようお願い致します。

1. 喧嘩・口論・泥酔など他のご利用者に迷惑をかけること。
2. 敷地内での喫煙。
3. 火気の使用及び自炊すること。
4. 安全衛生を害すること。
5. 特定の政治活動や布教活動すること。
6. 金銭や、物品による、賭け事。
7. 無断で備品の位置を移動し、形状を変えること。

VI. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村及び関係機関、並びにご利用者のご家族に対して報告します。

VII. 非常災害対策

1. 防災設備 スプリンクラー、自動火災通報装置、感熱知器、非常灯、誘導灯、非常階段
防災訓練 年2回実施
非常災害対策（地震等）の訓練 地域合同訓練等に参加
災害用備蓄 3日分
2. 事業継続計画（BCP）について
（1）感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
（2）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
（3）定期的（年に1回程度）に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
3. 大規模災害時のサービスの継続可否について
感染症の発生や大規模な自然災害（台風、大雨、洪水等）や、交通災害（道路の破損、工事等）が発生した場合、職員が不足し通常営業ができなくなる可能性がございます。有事においてはこちらの都合でサービスを一時中止する場合がございます。有事の際の対応は当該事業継続計画（BCP）に従って必要な措置を講じます。

VIII. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

IX. ハラスメント対策

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組みます。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。従業員からご利用者、ご家族等に

対してのハラスメント、ご利用者、ご家族等から従業員に対してのカスタマーハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応いたします。事案によっては、契約解除などの措置も致します。ハラスメント相談窓口は施設管理者および常勤勤務者が対応するものといたします。

X. 虐待防止のための措置

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次にあげるとおり必要な措置を講じます。事業者として虐待の防止を従業員に啓発していくため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。上記措置を適切に実施するための担当者（原則施設管理者）を配置いたします。その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

XI. 身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危機が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等について記録を行います。事業者として、身体拘束をなくしていくため委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。

XII. 写真・氏名の掲示

1. カルテに添付する写真撮影をさせていただきます。
2. 居室入口にネームプレートを掲示させていただきます。
3. レクリエーション等の写真や作品にお名前を添付し、施設内に掲示、広報誌・お便り・ホームページ上に掲載することがあります。差支えのある場合はあらかじめお申し出ください。なお、ホームページ上でのお名前の掲載は致しません。

XIII. その他

当施設にはご利用者が快適な生活が出来るよう「相談窓口」として支援相談員が勤務しています。お気軽にご相談下さい。また、要望や苦情なども支援相談員にお寄せいただければ、施設内で速やかに対応し、善処いたします。その他、各階に設置されております「ご意見箱」をご利用下さい。

電話：048-299-0018

F A X：048-299-0041

支援相談員：高橋真衣・鈴木真子・野口広貴・伊藤綾香・中村優花

介護支援専門員（ケアマネジャー）：菅野圭子・林田かおり・鈴木美也子・佐藤佳代子・芳賀貴子

対応時間：9:00～17:30

上記の相談窓口以外にも、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会にも苦情などを伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合 介護福祉課 苦情対応係：048-824-2568（苦情相談専用）

川口市役所 介護保険課：048-258-1110（代表）

XIV. 第三者評価の実施状況

外部機関への依頼を検討していきます。

上記内容について同意致します。

令和 年 月 日

住 所 _____

ご利用者 _____

署名代行 _____ 続柄（ ）

令和7年8月1日改定